**平成２５年（フ）第１８２８号**
横浜市南区前里町３丁目68番地　ＳＴビル201
債務者　小関　祐二
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３４号**
熊本県人吉市下薩摩瀬町414番地
債務者　福元　ミカ
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２５年（フ）第８７４号**
東京都国立市谷保6597番地の１プリムローズタウン国立105
債務者　木口　伊織（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第３８２号**
川崎市幸区塚越２丁目228番地　明和ハイツ101
債務者　末吉　一郎
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第３９０号**
岡山市東区金岡西町865番地５
債務者　森下　睦子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第４１０号**
岡山市中区長岡101番地30ハッピーハイツ102号室
債務者　影本　春菜
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第４３２号**
岡山県備前市伊部1968番地
債務者　樋口　敏行
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第４９１号**
岡山市北区一宮188番地５
債務者　木村　邦子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５１０号**
岡山県赤磐市山陽６丁目２番２―308号
債務者　阪本　幸恵
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１１０１８号**
東京都品川区豊町３丁目５―11
債務者　福本　　航
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１０２４号**
神奈川県川崎市多摩区長沢３丁目12―１―102
債務者　マイケル　エン　ハートレイこと
ハートレイ　マイケル　ニール
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１０２５号**
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目３―24―204
債務者　大野　理映（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１０６９号**
東京都練馬区東大泉７丁目25―10―301
債務者　小川　和也
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１０７０号**
埼玉県春日部市栄町２丁目３
債務者　阿部　清美（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１０７１号**
千葉県船橋市二宮１丁目66―３―204
債務者　貝原　　忍（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部